

山建産連発第50号

令和8年3月5日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会

各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会

会長 浅野 正一

(公印省略)

「設計業務委託等技術者単価及び労務単価（令和8年3月1日改定）」等の
運用に係る特例措置について

標記の件について、別紙の通り山梨県県土整備部長より通知がありました。

山梨県では、令和8年3月1日から適用する「設計業務委託等技術者単価及び労務単価」及び「公共工事設計労務単価」が、令和7年3月1日から適用の同単価（旧技術者単価等）に比較して上昇していることに伴い、令和8年3月1日以降に契約する建設コンサルタント業務等のうち、旧技術者単価等を適用して予定価格を積算しているものについては、別添のとおり特例措置を講じるとのことです。

つきましては、別紙をご確認いただき、必要に応じて貴団体傘下会員（組合員）に対し、周知のほどよろしくお願い致します。